

第6回 清掃工場整備計画に関する検証委員会 会議要旨

日 時：令和7年8月7日（木） 16：00～18：00

場 所：東京区政会館 191会議室

<凡例> ●：外部有識者 ◆：23区 ◇：東京二十三区清掃一組 ■：事務局

1. 開会

●座長

- ・ 第5回検証委員会において「答申を見据え、ステップ2の削減目標が保守的かチャレンジングかを判断すべき時期に来ている」旨を発言した。
- ・ 本日は、ステップ2の「削減効果小」について、各区の新たな取り組みによる削減効果を整理した資料が添付されており、推計の妥当性を検証するうえで参考になるものである。
- ・ あわせて、削減効果中・大に関し、これまでもエビデンスも含めて議論がなされてきたが、実務的な課題とその方策が記載された資料も添付されている。
- ・ 推計は複数あるが、清掃一組推計にはプラ削減効果も含まれており、23区推計のステップ2の「削減効果小」と考え方が近いものと理解している。
- ・ また、焼却施設については、施設更新時に焼却能力を拡大した場合と現状維持の場合の両パターンが提示されており、各推計のご

み量の削減効果見込みとあわせて比較することで、諮問事項1（推計妥当性）と諮問事項2（減量施策）を合わせた議論ができるものとする。

- ・ なお、前回の検証委員会までに議論のあった、食品ロス対策などの具体的施策は、諮問事項1の議論において大きなウエイトを占めるものではないと考えられるため、諮問事項2、または提言として、答申内に盛り込んでいきたいと思う。

2. 議事

(1) 23区の取組状況について

■ 区長会事務局次長

資料1に沿って説明

● 委員

- ・ 清掃工場に実際に搬入されるごみ量の推計として、23区の推計より清掃一組の推計の方が、信頼性が高いと理解して良いのか、それとも両者に優劣は付けられないのか。

■ 区長会事務局次長

- ・ いずれの推計も若干差は生じているが、排出原単位を基にした清掃一組推計及び令和5年度までの実績を基にした23区推計のど

ちらも、信頼に足る推計であると考えている。

●委員

- ・ 23区の推計でも清掃一組の推計でも、焼却能力が不足する年度がある。
- ・ 清掃工場間の搬入調整により、処理能力の不足を乗り切る旨の説明があったが、搬入調整をすることで、焼却能力がどの程度増えるという概算のようなものはあるか。

◇清掃一組企画担当部長

- ・ 搬入調整によって焼却能力が「何%増えるか」といった定量的な数値を示すのは難しい。
- ・ 23区には現在20の稼働工場があり、ある工場が停止した場合、まずは周辺工場でカバーする運用をしている。
- ・ 現在は効率の観点から、遠方の工場への搬入はあまり行っていないが、ごみ処理が逼迫した場合には、23区の協力を得ながら、23区全体の工場に搬入することで対応することを想定している。

●座長

- ・ 清掃一組推計、23区ベース推計、23区推計削減効果小、この3つの推計は若干の差はあるものの、搬入調整等でカバーできる範囲の差として認識してよいか。

◇清掃一組企画担当部長

- ・平成29年の新江東清掃工場（1,800トン/日）の3炉故障停止事例においては、清掃一組の全工場のごみバンカで焼却しきれないごみを可能な限り貯留して対応したが、その際の23区全体でのごみバンカ残量の増量程度が、約6万～7万トンであり、一時的に貯留対応できる量の一つの目安として捉えているが、実際には、各工場の稼働状況や受入れ余力に左右されるため、一概に言えるものではない。

●座長

- ・過去の搬入調整の実績値は、あくまで目安であり、最初からその数字を明示的に見込むことは難しいということと理解した。

●委員

- ・令和27年から30年にかけて、削減効果大（推計⑤）を実施しても能力が足りない、ここをどう乗り切るか、というのが最大の課題と理解すればよろしいか。

■区長会事務局次長

- ・ご指摘のとおり、先程お示しした目安としての数量を超える不足が見込まれており、搬入調整等による対応は難しいものと考えている。

●座長

- ・ 各工場の更新時期を確認したい。

■区長会事務局次長

- ・ 第1回検証委員会の資料に、ごみ量推計と施設整備計画が掲載されているため、確認いただきたい。
- ・ 資料には、各清掃工場の更新予定年度が数値で示されており、施設の経年劣化によって定格出力や処理能力が低下することが想定されている。
- ・ また、施設の更新は年度ごとに異なる工場で行われるため、仮に5工場の拡大があったとしても、年度により全体の焼却能力が増加する年もあれば、逆に減少する年もあることを前提として、焼却能力の推移を理解いただきたい。

●座長

- ・ 「拡大なし」と「拡大あり」で、後半の年度で焼却能力に差が出ているのは、大規模工場の更新時期が関係していると見て良いか。

■区長会事務局次長

- ・ 拡大する5工場の竣工が後半になることが大きな要因である。

●座長

- ・ 隣接地等に工場を建設し、同時に稼働させながら建て替えるだけのスペースはないということで良いか。

■区長会事務局次長

- ・ そのとおりであり、当該工場は工事中停止することとなるため、周辺工場での受入を含めた搬入調整が必要になる。

●座長

- ・ 隣接地に代替工場を建設できないなど、23区ならではの制約がある。
- ・ 清掃工場の整備計画に関して、ごみの削減施策の実効性が高まり、想定以上のごみ量削減が達成される場合には、想定している規模を見直す余地もあると思う。
- ・ 一方、施設整備計画には早期に着工される工場も含むため、将来的な削減状況を見てから拡大を判断する余裕はあまりないのではないかとも思う。
- ・ 削減効果が確認された段階で、後半年度に建て替えが予定されている工場の焼却能力を見直すことができれば望ましいが、現実的にはそのような対応は難しいか。

■ 区長会事務局次長

- ・ 仮に「推計⑤」のような大幅な削減が実現すれば、必ずしも拡大規模を現在見込んでいる1,800トン増としなくても良いという議論はある。
- ・ 一方、削減効果が思ったほど得られなかったときに年度後半に建て替えを控える工場の拡大幅を拡げることは現実的に困難である。
- ・ 建替工事前には環境アセスメントが約5年、その後の工事で約7年かかるのが一般的であり、行政側の制約として、竣工の10年以上前には周辺住民に建替え規模を明示する必要もあることが挙げられる。
- ・ このことを踏まえると、焼却施設の規模は、確実に全量焼却が可能となる規模で見込む必要がある一方、コストの問題も伴うため、行政としてやみくもな拡大は望んでおらず、かかるコストは最小限としたい考えである。
- ・ 昨年度、検証委員会設置前に区長会でも同様の議論が行われたが、建築費の高騰や更なるごみ減量施策の必要性への言及がなされ、23区で統一した見解を得るには至らず、区長会として結論を出すには外部有識者等による検証等が必要であるとされたものである。

● 委員

- ・ 23区が共通で実施する3施策の開始年次を早められないかとい

う議論もあったかと思うが、現時点では提示されている計画通りに進めるという理解で良いか。

■ 区長会事務局次長

- ・ そのとおりである。次の議題において、清掃主管部長会から3施策に係る検討結果報告があることから、それを踏まえたうえで、改めて議論いただきたい。

● 委員

- ・ 焼却施設の経年劣化に伴う焼却能力の低下について、資料の推計値に反映されていると理解して良いか。

■ 区長会事務局次長

- ・ そのとおりである。

● 座長

- ・ 3施策をいつ、どのように始めるかは、各区の状況や課題によって異なるため、諮問事項2の中でも引き続き議論いただきたい。
- ・ 建て替えが最も遅い葛飾工場であっても、令和15年度頃から本格的な議論が必要となるが、仮に家庭ごみ有料化の議論が先行すれば、後半年度に建て替える清掃工場の処理能力を現状維持とで

きる可能性もあるのではないか。

● 委員

- ・ 多摩地域の事例として、家庭ごみ有料化未実施であった自治体のごみ量を、実施した場合の削減効果を見込んで推計し、整備計画に反映した例がある。
- ・ ただし、この自治体は、計画策定時点で有料化の実施を決定していたものであり、23区においては現時点で決定しておらず、最終的に計画に反映する場合には意思決定を明確にしておくことが一つの考え方であると思う。

■ 区長会事務局次長

- ・ 方針の明確化などの意見は非常に参考になるものである。
- ・ また、ごみ減量への取り組みは23区として当然の責務であり、実施にも前向きな姿勢である。
- ・ 一方、ごみを全量焼却できるだけの能力を確保するという観点も施設整備の面では必要であり、ごみ減量と焼却能力の両側面から考えなければならない。
- ・ 建替年次が近い工場については、現時点の計画に基づいて進めざるを得なかったとしても、建替時期が先の工場については、年ごとにごみ減量の実績と推計の乖離状況などをしっかりモニタリングし、減量効果が明らかとなった場合は、計画見直しの必要があるものと考えている。

●委員

- ・ 清掃工場の建設費用について、過去の経験では「日量1トンあたり約1億円」がかかるコストの目安とされていた。
- ・ 現在の建設コストはさらに高騰している可能性があり、実際の費用はこれを上回るのではないか。

●委員

- ・ 現在は、日量1トンあたり約2億円である。

●委員

- ・ 新設予定の5工場の合計処理能力が日量1,800トンであることを踏まえると、総額で約3,600億円もの費用が必要であり、区長会の議論においても、コストが23区の財政を圧迫するとの意見があったと聞いている。
- ・ 清掃事業は、自治体経営上、かかるコストが大きな割合を占めており、焼却処理に依存する場合、プラント整備に莫大な費用がかかるという観点も重要である。
- ・ 他自治体において、ごみの減量化やリサイクルの普及啓発を進めた結果、複数の清掃工場を廃止し、結果的にコストも減らすことができた事例もある。
- ・ 循環型社会の構築という社会的な意義からも、コストの検証を踏まえつつ、どの程度減量施策に力を入れるかを見極めることが

重要である。

●座長

- ・ この検証委員会の設置背景にもコストの面が影響しているものと思う。
- ・ 建設コストは規模の影響も受ける。23区は処理能力の大きな工場が多いが、比較的規模の小さい工場の1トンあたりの建設コストが高くなるというデータもある。

◇清掃一組企画担当部長

- ・ 建設コストは時期や規模によって異なるが、平成時代には焼却能力1トンあたり約5,000万円程度で推移してきた。
- ・ 令和に入り、オリンピック等の影響もあり、現在では1トンあたり1億円以上かかる状況である。
- ・ 他自治体の事例では1トンあたり2億円という報道も新聞等で見られるようになっており、建設費は大幅に高騰していると考えている。

●委員

- ・ 環境省は広域化・集約化の方針を掲げており、23区では比較的短距離でごみを焼却施設に運べるという観点から、集約化しやすい部分もあるのではないかと。

- ・ 23区においては、過去の経緯から、清掃工場の広域化・集約化は難しいのか。

◇清掃一組企画担当部長

- ・ ごみ処理の広域化について、23区では中間処理を清掃一組が担っていることから、広域化は一定程度できているものと考えている。
- ・ 一方、集約化については、工場の規模や稼働状況に差があり、現状の推計では、焼却能力が不足することが見込まれているため、中長期的な課題であると認識している。

●委員

- ・ 減量施策の効果を見極めるために、延命化を今以上に行うことで、建替判断の時期を先延ばしにすることはできないのか。

◇清掃一組企画担当部長

- ・ 今回の議論対象になっている板橋、多摩川、足立、品川、葛飾の5工場は、過去に建屋を再利用してプラント部分のみを更新した工場である。
- ・ 板橋工場であれば、令和7年度時点でプラント更新から23年、建屋は51年が経過しており、5工場のいずれも建屋の老朽化が著しいため、工場の建て替えが必要である。

- ・ 一方、建屋の耐用年数に問題がない工場については、建て替えではなく延命化やリニューアル工事にて長期稼働を図っていく計画である。

● 委員

- ・ 議論対象の5工場は、建屋の老朽化等でこれ以上の延命化は難しいという理解でよろしいか。

◇ 清掃一組企画担当部長

- ・ そのとおりである。

● 座長

- ・ 23区としても、延命化等で工場の長寿命化に取り組まれていることが確認でき、各委員の理解も深まったと思う。

(2) 23区が一斉に実施する3つのごみ減量施策案の課題・懸念点とその方策について

◆ 23区代表（清掃主管部長会会長）

資料2に沿って説明

● 委員

- ・ 23区が実施した3施策の詳細なシミュレーションを高く評価する。
- ・ そのうえで、3施策をできるだけ効果的に実現できるよう、区民に対し清掃工場の建替費用や最終処分場延命に係る重い財政負担を明示することで、行政と区民が一緒になってごみ減量に取り組んでいく流れができることを期待する。
- ・ 具体的には、廃棄物処理手数料の増額について、令和13年度からの実施を予定しているところ、令和9年度に実施できないかを検討いただきたい。
- ・ また、家庭ごみ有料化については、例えば来年・再来年の区長会で有料化に向けた宣言を行い、できる区から先行実施しつつ、23区全体が令和19年度までにスタートできるようなイメージで取り組んでいただきたい。

◆ 23区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 廃棄物処理手数料の増額については、例年の状況に鑑みると、収集運搬部門の手数料は令和9年度改定においても引き上げが見込まれると考えている。
- ・ また、処理処分部門についても、引き上げの可能性はあるが、区長会からは令和13年度からの実施を前提とした下命がなされているため、その前提を踏まえて資料を作成している。
- ・ 家庭ごみ有料化についても、区境をまたぐ運用上の課題などが

ある中で、区長会から23区全域で一斉に実施する場合の実務的な課題を整理することが下命されているため、その前提を踏まえて、実施時期を令和19年度として検討を進めてきたものである。

◆23区代表（廃棄物処理手数料改定検討会会長区：練馬区環境部長）

- 令和9年度の手数料額について、この間、人件費や物価の上昇により、収集運搬部門及び処理処分部門のコストも上昇していることから、引き上げ改定を実施する予定である。
- ただし、収集運搬及び処理処分の両部門で従来からの算定式を変更するという大きな制度の転換となることから、令和9年度は現行の計算式により原価上昇分を反映し、令和13年度改定において、大幅な改定を想定している。
- なお、過去において処理処分部門の手数料改定額は、1円～2円程度の微増にとどまっており、10円単位で引き上げる本施策は丁寧な事前準備が不可欠であるため、実施時期を令和13年度に設定したものである。
- 手数料改定に際しては令和8年度に条例改正を行うこととなるが、前段として排出事業者や一般廃棄物処理業者への周知と丁寧な説明を行うことに加え、議会でも議論になることが想定されるため、その点を課題として認識している。
- また、有料ごみ処理券の利用事業者に減額措置を実施した場合、区収集利用事業者が増加してしまうこと、現行の処理処分手数料が17.5円と低料金であり、リサイクルルートに乗らないこ

と、手数料額の改定にはこれらの課題を踏まえた判断が、最終的に求められるものと理解している。

◆23区代表（課題検討会会長区：墨田区資源環境部長）

- ・ 家庭ごみの有料化については、そのハードルの高さから区民や区議会の同意を得るために実施時期を早めることは難しく、他の2施策を実施した後にさらに協力を求めるための施策であると理解している。
- ・ 家庭ごみの収集は、直営及び委託により行われており、特に委託事業者からは、戸別収集とした場合、車両台数を大幅に増やす必要があることに加え、人員確保や車庫用地の取得が不可欠であり、数年かけて計画的に体制を整備しなければ即時開始は困難という意見も出されており、業界団体の要望はしっかりと受け止めなければならないものと考えている。

●座長

- ・ 家庭ごみの有料化は、戸別収集で実施する方が減量効果は高くなる可能性はあるが、収集方法を変更しない場合についての検討も必要と思う。
- ・ 先行して有料化している多摩地域では戸別収集が多いのか。

● 委員

- ・ ほぼ戸別収集である。

● 座長

- ・ 全国的にはいかがか。

● 委員

- ・ 東京地域に戸別収集は集中しており、全国的に戸別収集は行われていないことから、戸別収集が一般的ということではないと思う。

● 座長

- ・ 現段階で結論を求めるつもりはないが、論点として整理すべきと思う。

● 委員

- ・ プラスチックの分別収集は、環境省による交付金の交付要件であることから、23区として実施する前提であるという理解でよいか。

◆23区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ プラスチック分別回収は、令和12年度末までに23区での実施を前提としている。

●委員

- ・ 廃棄物処理手数料の増額は、課題は色々あるが、23区としてはやり抜く気持ちであると感じた。
- ・ なお、増額には各区の条例改正を要することから、議会の議決が必要になるものと思うが、今までも4年に一度の改定実績があるため、合理的な理由付けがあれば、議会の合意も十分に得られるものと感じた。
- ・ 戸別収集については、有料化の有無を問わず、高齢化への対応としていずれ課題になるものと思う。
- ・ 家庭ごみ有料化について、ごみ減量の視点で見ると、ある自治体では家庭ごみを有料化していないが、普及啓発をきめ細かく実施することで、市民の意識変革を行い、ごみ量を40%ほど削減した。
- ・ 家庭ごみ有料化導入の検討が交付金の要件とされていることもあると思うが、この事例のように、地道な普及啓発活動を通じて、ごみ減量を促していく手法もあるのではないかと。

● 委員

- ・ 分別収集を徹底させることで相応のごみ量の減少が見込まれるところ、減量後に有料化を実施しても、想定どおりの減量が見込めるのか疑問である。
- ・ 一方、資料にさまざまな懸念事項が書かれているが、全国で有料化が一般化している現状を踏まえれば、多くの自治体はこれらの懸念事項をすでに解決済みであり、実施自治体へのヒアリングを行うことで、その多くは解決するのではないか。
- ・ また、戸別収集は高齢化対策などの目的で実施されるものであり、全国的にも家庭ごみ有料化後も集積所収集で対応している自治体が多いことから、戸別収集を検討する区においては、集積所収集も検討するべきではないか。

◆ 23区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 23区でも高齢単身世帯が増加している現状があり、清掃部門単独で全高齢者への対応は難しいものと認識しており、福祉部門と協働のうえ、高齢化に伴う戸別収集についても将来的に視野に入れていく必要があると考えている。
- ・ 循環型社会形成推進交付金が確保できない場合、清掃工場の実質建設コストが増加することとなり、結果として各区の分担金に跳ね返ることとなるため、交付金の確保は何らかの形で考えていかなければならない。
- ・ また、家庭ごみを有料化するにあたっては、多くの費用がかか

ることとなり、その試算も現在行っているところである。

●委員

- ・ 資料 2 - 1 の古紙回収の流れについて、ごみなのか資源なのか不明な部分があるため、あらためて説明をお願いしたい。

◆23区代表（リサイクル分科会会長区：台東区環境清掃部長）

- ・ 事業者から区に向かう赤い矢印については、小規模事業者が古紙を有料シールの貼付により排出した場合に区が収集を行うものである。
- ・ 事業者から一般廃棄物収集運搬許可業者に向かう水色の矢印については、専ら再生利用を目的とする廃棄物として一般廃棄物処理業者が古紙回収をした流れを図示したものである。
- ・ 緑色の矢印は、古紙と可燃ごみが混じっており、古紙問屋での受入が困難なものの流れを図示したものである。

●委員

- ・ 事業者から一般廃棄物収集運搬許可業者に向かう水色の矢印は、ごみの流れではないのか。

◆23区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 図の下段、水色で¥マークが付された矢印は、古紙を一般廃棄

物収集運搬許可業者が収集する際の流れを表しているが、一部の事業者からはごみと古紙が分別されずに混載されて排出されるケースがある。

- ・ 適切に分別された古紙は図の右側、青い矢印により古紙問屋に搬入されるが、ごみと混載されることで古紙が濡れてしまうと古紙問屋に搬入できないため、最終的に清掃工場で可燃ごみとして焼却処理される。
- ・ この清掃工場に搬入される緑色の矢印分に規制をかけるのが、今回の搬入規制の話になる。

●座長

- ・ つまり、古紙として収集しているが、異物が入っておりリサイクルに適さないため、焼却ルートに回るということか。

◆23区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ そのとおりである。

●委員

- ・ 有料化に係る課題について、資料には細かく記載があり、手数料額を1リットルあたり1円に設定しているが、他自治体を調べてみると、地域住民の理解が得られ、かつ、ごみの削減率が一番高いのは1リットルあたり1円超であることから、本格的に有料

化を検討する際は参考にさせていただきたい。

- また、食品ロス削減の次段階として、中小事業者による食品リサイクルへの取り組みの遅れが国の検討においても課題となっている。
- 清掃工場の受入手数料が安いとどうしても焼却処理に向かってしまうことから、料金改定を機運として、自治体からも中小事業者にアプローチをすることで食品リサイクルの徹底を促していただきたい。
- 資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制について、近年、技術革新が進み難再生古紙もトイレットペーパーなどへの再生利用を可能とする技術を持つ事業者が増えてきていることから、23区で収集された古紙をいかにしてこれらの事業者に流していくのかの検討があっても良いのではないかと。

●座長

- 諮問事項に対して、行政から提供を受けた資料の妥当性を含め、委員から出された意見は提言の中に盛り込んでいきたいと考えている。
- また、清掃工場の手数料額を改定した際のリサイクルルートの確保などは、現在細かく議論されていないが、これらの課題も提言の中に盛り込んでいきたいと思う。

(3) 23区推計における年度別削減効果について

■ 区長会事務局次長

資料3に沿って説明

● 委員

- ・ 資料3の3ページに「不燃・粗大ごみを全量民間施設へ搬入する」とあるが、これは清掃一組が運営する不燃・粗大ごみ処理施設への搬入は行わないという意味か。

■ 区長会事務局環境衛生担当課長

- ・ ある区において、区内で発生する不燃・粗大ごみの全量を民間に処理委託することにより、焼却ごみとしての発生量を削減する取組みである。

● 座長

- ・ コスト面で優位という考えか。

■ 区長会事務局環境衛生担当課長

- ・ コスト比較というより、資源化を進める視点での施策である。

● 委員

- ・ 残さはどのように見込んでいるのか。

■ 区長会事務局環境衛生担当課長

- ・ 数値の見込み上は不燃・粗大ごみを全量資源化すること
で、残さも含めてごみ量から除外している。

● 座長

- ・ 民間委託の進捗により、残さ分の減量も見込めるということ
で、その視点を提言に盛り込むことも検討したい。

● 委員

- ・ 社会全体で不要品のリデュース・リユースが大きなムーブメン
トになっていることから、これらに絡む政策に取り組むことも一
つの戦略ではと感じた。

● 委員

- ・ プラスチックの削減見込みについて、どのように算出されたの
か。

■ 区長会事務局環境衛生担当課長

- ・ 統一的な指標で算出したものではなく、将来の焼却能力を見据え、各区が実現可能な数量を推計したものである。区によってモデル実施の実績を踏まえて算出、あるいは他区の数量実績ベースで換算するなどして算出している。

● 委員

- ・ そうであれば、区民の協力度や区による周知が進むと、さらに削減量を多く見込むことができる、つまり最低限実現可能な推計値と考えてよいか。

■ 区長会事務局環境衛生担当課長

- ・ 各区、モデル実施や他区の実績を踏まえ、かなり精緻に算出しており、決してミニマムな数値ではなく、それなりに大きな削減効果を見込んだものである。

● 座長

- ・ プラスチックの回収量を1人1日あたりで他自治体と比較することで、効果の高い事例が把握できるのではないか。
- ・ 一方、自治体の形態や特性などが異なるため、現在の回収量が23区外や大都市圏と比較してどの程度なのか、相場観が分かりづらい。

- ・ 比較できる資料については次回の宿題としたい。

● 委員

- ・ 資料3の削減効果小については、23区がそれぞれの考え方で取り組むもので一斉実施するものではないと理解している一方、議題(2)で取り上げた3施策については、23区が一斉実施するものと理解している。
- ・ つまり、事務局としては今後取り組んでいくごみ減量施策について、23区で一斉実施する施策と各区の実情に応じて取り組んでいく施策とに整理しているという理解でよろしいか。

■ 区長会事務局次長

- ・ そのとおりである。あわせて、委員会の諮問の趣旨として、3施策以外にも23区が一斉実施できる施策があれば知見をいただきたいと考えている。

● 委員

- ・ 今後の区民への発信について、23区が連携して行ってはどうか。
- ・ ごみ減量の呼びかけにあたって、例えば、最終処分場の延命化を1つのポイントとして、東京都との連携、多摩地域からの応援体制を構築することで、東京全体でごみの出ない都市を中長期的

に目指すなどのキャンペーンを打ち出すことも重要ではないか。

◆23区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ これまでも連携できる部分は実施してきているが、ただいまのアドバイスをしっかりと受け止め、検討していきたい。
- ・ 最終処分場の延命化についても、現在使用している新海面処分場が23区にとって最後の埋立処分場であることから、所有する東京都と連携できる点はないか、検討していきたいと思う。

●座長

- ・ 本日は、色々と理解が深められたが、そろそろ答申に向けたまとめの段階に来ていると思う。
- ・ 次回は、委員間で理解を共通化していきたい。
- ・ 焼却能力の拡大に関し、例えばプラスチックの回収率向上など、各区の施策をさらに推進しても、大幅なごみ減量効果に繋がらない可能性もある一方、23区が一斉実施を想定する3施策は大きな削減効果が期待できることから、ごみ減量施策の取組み状況と、その削減効果に応じて、施設整備計画を見直していくという考え方もあるのではないか。
- ・ 答申作成にあたっては、各委員がこれまでの検証委員会でどのような発言をしたかを確認し、提言案を具体化することが求められるため、事務局にて過去の委員の発言のまとめ作業をお願いしたい。

- 座長と事務局とで答申の目次案やまとめに向けたストーリーを準備し、次回の検証委員会では委員が主役となって方向性を形作っていくこととしたい。

—以上—